

香川県人とペットの災害対策指針（仮称）（案）

1 目的

犬や猫などのペットは、一方的に愛情を注いだり、姿やしぐさを楽しんだりするだけの存在ではなく、共に暮らし、時には心を通い合わせる「家族の一員」や「人生のパートナー」となっている人もいる。その一方で、動物が苦手な人やアレルギーを持った人もおり、ストレスやトラブルの原因となっている場合もある。

地震や津波などの大規模な災害が発生すると人もペットも共に被災し避難することになるが、災害発生当初には、ペットフードや水などの支援すら困難になりうる。このため、飼い主は、災害時におけるペットの安全と健康を守るとともに、他人にも迷惑をかけることのないよう、普段からの十分なしつけや健康管理などを行う、いわゆる「ペットの適正飼養」が重要となる。

一方、自治体は、避難所におけるペットをめぐるトラブルを最小化するとともに、飼い主からはぐれたペットが人に危害を加えないようにするなど、ペットを原因とする混乱や感染症のまん延を防ぐ必要がある。

この指針は、環境省の「人とペットの災害対策ガイドライン」を踏まえ、動物愛護管理や動物による人への危害防止、生活環境の保全の観点から、地震や津波などの大規模災害発生時（以下「災害時」という。）に設置する香川県動物救護本部の運営について、必要な事項を定めるとともに、平常時から災害時に備え行っておくべき各主体の役割や取組みなどについて定めるものである。

2 災害時のペット対策についての県計画における位置付け

(1) 香川県地域防災計画

香川県地域防災計画（令和5年2月）は「一般対策編」「地震対策編」「津波対策編」に分かれており、そのそれぞれにおいて、災害時のペット対策が位置付けられている。

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想されることから、災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から市町等関係機関や公益社団法人香川県獣医師会（以下「香川県獣医師会」という。）、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物への救護体制を整備することとなっている。

主な実施機関としては、県（生活衛生課、保健所、畜産課）や高松市（高松市保健所）市町、中国四国地方環境事務所、香川県獣医師会、動物愛護団体などである。

(2) 香川県動物愛護管理推進計画

香川県動物愛護管理推進計画（令和3年4月）

飼い主への災害対策についての普及啓発として、平常時からの備えについての普及啓発や家庭動物と同行避難する意識づくりを進めることとしている。

また、災害発生に備えた連携体制の強化として、市町による同行避難した飼い主と家庭動物の受入れ体制の整備やボランティア等との協同による活動促進の支援を行うこととしている。

3 災害時動物救護の対象

○災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象又は大規模な火事、爆発その他大規模な事故により生じる被害をいう。

○ペット

犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類などを指す。特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含まない。

4 災害時動物救護の対象地域

大規模災害が発生し、中核市である高松市を含む県内の地域が被害を受け、香川県動物救護本部（以下「動物救護本部」という。）が設置された場合、高松市を含む県内の区域の救護活動を実施する。

なお、高松市を除く県内の地域が被害を受け、動物救護本部が設置された場合には、高松市と協議を行った上で、高松市に救護活動を要請する。

5 平常時におけるそれぞれの役割

(1) 飼い主の役割

災害時には、逸走やけがなどに注意してペットとともに同行避難を行うことが望ましいが、基本的な健康管理やしつけに努め、適切に飼養していることが前提となる。災害に対する「十分な備え」をするとともに、常に飼養者の責任を果たす「心構え」をもつことが飼い主の役割である。

飼い主が行うべき対策の例：平常時

- 住まいや飼養場所の防災対策
- 犬の登録と狂犬病予防接種
- ペットのしつけと健康管理（ワクチン接種、寄生虫予防など）
- 不妊・去勢処置
- ペットが行方不明にならないための対策（鑑札、迷子札、マイクロチップなどによる所有者明示）
- ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- 避難所や避難ルートの確認などの準備と同行避難訓練への参加
- 避難所以外の避難先やペットの預け先の確保
- 飼い主同士の共助のためのコミュニケーションと良好な関係の構築
- 避難訓練への参加と家族単位の避難訓練（シミュレーション）の実施
- 携行できるペット情報のまとめ（治療記録、ワクチン接種歴など）

（香川県作成）

- ◆あなたとペットの災害対策ハンドブック ～日頃の準備と心構え～

（環境省作成）

- ◆ 災害、あなたとペットは大丈夫？

（人とペットの災害対策ガイドライン〈一般飼い主編〉）（平成 30 年 9 月）

- ◆ 備えよう！いつもいっしょにいたいから（リーフレット）（平成 23 年 9 月）

- ◆ ペットも守ろう！防災対策（リーフレット）（平成 29 年 9 月）

（2）市町（避難所運営主体）の役割

災害時には避難所運営を始め、被災者対応の最前線となることから、飼い主へ適正飼養の啓発を行うとともに、同行避難可能な避難所の選定と住民への周知を進めることに努める。また、避難所の受援体制を整備し、同行避難訓練の実施または支援に努める。

市町が行う対策の例：平常時

- ペットの適正な飼養や災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- ペットとの同行避難も含めた避難訓練
- 同行避難可能な避難所の選定と周知、受援体制の整備
避難所、応急仮設住宅へのペットの受入れと飼養に係る担当部局や運営担当（施設管理者）との検討や調整、住民への周知

(香川県作成)

◆ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン

(環境省作成)

◆被災ペット救護施設運営の手引き (平成 31 年 3 月)

(3) 香川県獣医師会の役割

「災害時における被災動物の救護活動に関する協定書」

獣医師自らが被災して十分な支援が行えない場合も想定し、近隣の地方獣医師会と災害時の連携について、検討しておくことが望まれる。

香川県獣医師会の役割：平常時

- 災害に備えたペットの健康管理などに関する飼い主への啓発
- 動物由来感染症対策
- ペットの同行避難も含めた避難訓練への協力
- 協力が可能な動物病院や獣医師のデータベースの作成
- 自治体や近隣地方獣医師会との災害時の協定に係る調整

(4) 民間団体・民間企業等の役割

①協力団体（学校法人穴吹学園）

「災害時における被災動物の救護活動に対する支援に関する協定書」

飼い主への啓発を行うとともに、同行避難訓練の実施や支援を行う。また、他の団体とも協力関係を構築し、災害時に備える。

協力団体（穴吹学園）の役割：平常時

- 災害に備えたペットの適正な飼養などについての、飼い主への普及啓発への協力
- ペットの同行避難も含めた避難訓練への協力
- 他の民間団体との協力関係の構築

②動物愛護団体等

香川県動物愛護推進員、動物愛護団体、ボランティアは、県や市町と協力関係を築き、県や市町が必要とする支援や協力を行う。

動物愛護団体等の役割：平常時

- 災害に備えたペットの適正な飼養などについての、飼い主への普及啓発の協力
- ペットの同行避難も含めた避難訓練への協力

③民間企業等

主に動物取扱業者やペット用品販売業者、ペット用医薬品販売業者やその他、ペット産業に関連した民間事業所や企業などである。平常時から動物愛護に関する普及啓発活動や災害時の備え等の啓発に協力することが望ましい。

また、災害発生時に自治体や地方獣医師会等が必要とする救援物資や預かり場所の提供、獣医師や動物看護師、ドッグトレーナー、トリマーなど、動物の専門的知識や技術を有する人材派遣への協力について平常時から検討しておくことが望ましい。

民間企業等の役割：平常時

- ペット用品などの災害支援準備（備蓄など）
- 県や市町、香川県獣医師会などとの連携と協力
- 災害の発生に備えた事業所同士の連携や協力体制づくり

(5) 香川県の役割

香川県は、災害の発生時に、飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や、適正な飼養管理ができるように、平常時から、飼い主に対してペットの飼養・管理方法を普及啓発する。

また、ペットの保護や救護活動が必要な場合に備え、各行政機関や関係団体と連携して円滑な救護活動が協働できるように、既に協定を締結している香川県獣医師会に加え、民間団体や企業などと災害時の協定を締結しておく。

香川県が行う対策：平常時

- ペットの適正な飼養、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- 災害時のペット対策に関する連携体制の整備
(災害協定、現地救護本部の体制、人材育成等)
- 災害時の協定締結先との緊急連絡体制の整備
- 関係機関や団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時の動物救護活動に関する連携体制の整備に係る調整
- 避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れ対策に関する、関係市町等との調整やペットとの同行避難も含めた避難訓練への支援
- 動物救護施設を設置するための候補地の検討
- 災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成
- 必要物資の備蓄と更新
- 動物由来感染症対策

6 災害時におけるそれぞれの役割

(1) 飼い主の役割

災害時にペットを適正に飼養するためには、飼い主が自らの身の安全を確保することが必要であるが、突然の災害でペットもパニックになり、いつもと違う行動をとることがあるため、ペットを落ち着かせる必要がある。

飼い主が行うべき対策の例：災害時

- 人とペットの安全確保
- 避難が必要な際のペットとの同行避難
- 避難所や応急仮設住宅におけるペットの適正飼養（飼養マナーの遵守と衛生管理、ペットの健康と安全の確保など）

(2) 市町（避難所運営主体）の役割

市町が行う対策の例：災害時

- ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援
- 指定避難所や応急仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ
- 指定避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養状況などに関する県への情報提供
- 指定避難所や応急仮設住宅でのペットの適正な飼養についての指導と支援
- 県や動物救護本部が行う動物救護活動に対する支援の要請と連携協力

- 被災住民などへの動物救護や飼養支援に関する情報の提供

(3) 香川県獣医師会の役割

「災害時における被災動物の救護活動に関する協定書」

災害時には動物救護本部の構成団体であり、本部の設置後は構成団体として救護活動等を行う。また、避難所などにおけるペットの治療、健康管理に関する飼い主からの相談の受付など、被災地での獣医療に関わる支援を担う。

香川県獣医師会の役割：災害時

- 香川県が実施する動物救護活動への協力
- 動物由来感染症の防疫と予防
- 動物救護本部を設置した際に、本部構成団体として自治体と連携して動物救護活動を実施
- 避難所等への獣医師の派遣と避難動物の健康管理、公衆衛生対策に係る支援
- 飼養困難なペットの一時預かりや譲渡の支援
- 負傷動物等の治療や保管
- 近隣地方獣医師会への支援要請（人材派遣、一時預かり、譲渡等）

(4) 民間団体・民間企業等の役割

①協力団体（穴吹学園）

「災害時における被災動物の救護活動に対する支援に関する協定書」

災害時は、主体的に各種支援を行うほか、協定に基づき動物救護本部が行う避難所の支援、一時預かりの支援に協力する。

協力団体（穴吹学園）の役割：災害時

- 救援物資の配布協力
- ペットの一時保管先や避難所、応急仮設住宅でのペットの飼養管理の支援
- その他、自治体等が必要とする支援への協力

②動物愛護団体等

動物愛護団体等の役割：災害時

- 所有権が放棄されたペットの新しい飼い主探しへの協力
- ボランティアの管理等への協力
- その他、自治体等が必要とする支援への協力

③民間企業等

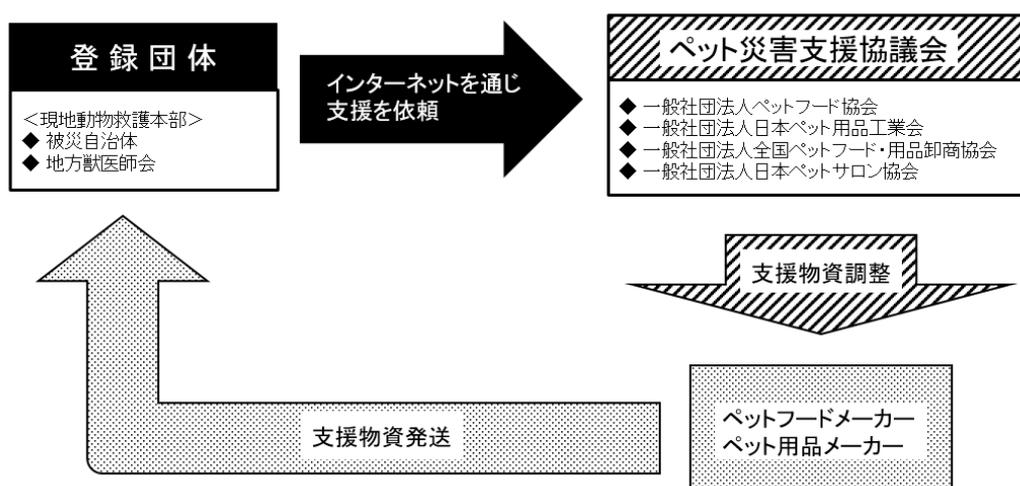
民間企業等の役割：災害時

- ペット用品や預かり場所などの提供
- 専門的な人材の派遣や機材、車両などの提供による技術や動物輸送の支援
- 被災した動物取扱業者等が管理する動物の移動や保管などへの協力と互助

(5) ペット災害支援協会への支援要請

ペット災害支援協会は、ボランティア活動として、緊急災害発生時に被災地動物救護本部からの依頼に基づき、ペットフードやペット用品を支援するため、ペット関連4団体により、令和2年1月に組織された団体である。

登録団体（支援窓口）は、「ペットフード・用品支援サイト」から支援要請を行う。県内の登録団体は、香川県獣医師会、香川県生活衛生課、高松市保健所生活衛生課となっており、一般市町、動物愛護団体等からの支援要請については、香川県生活衛生課で取りまとめることとなる。



ペット災害支援協議会からの支援の流れ

(6) 香川県の役割

生活衛生課は、災害時には動物救護本部を設置し、各主体との連絡調整等を行う。

保健所は、逸走犬の保護・収容や、特定動物の飼養状況について確認を行う。

7 災害時における動物救護組織体制

(1) 人への危害防止対策

保健所は、動物による人への危害防止の観点から、状況に応じて被災地での逸走犬の収容を行うとともに、特定動物等の飼養者に対して緊急の連絡を行い、必要な対応を行う。

(2) 動物救護本部及び災害対策拠点の設置・運営

生活衛生課は、被災地の情報を収集・分析し、被災地における動物等への対応が必要と判断する場合、香川県獣医師会と協議し、動物救護本部及び災害対策拠点を設置する。

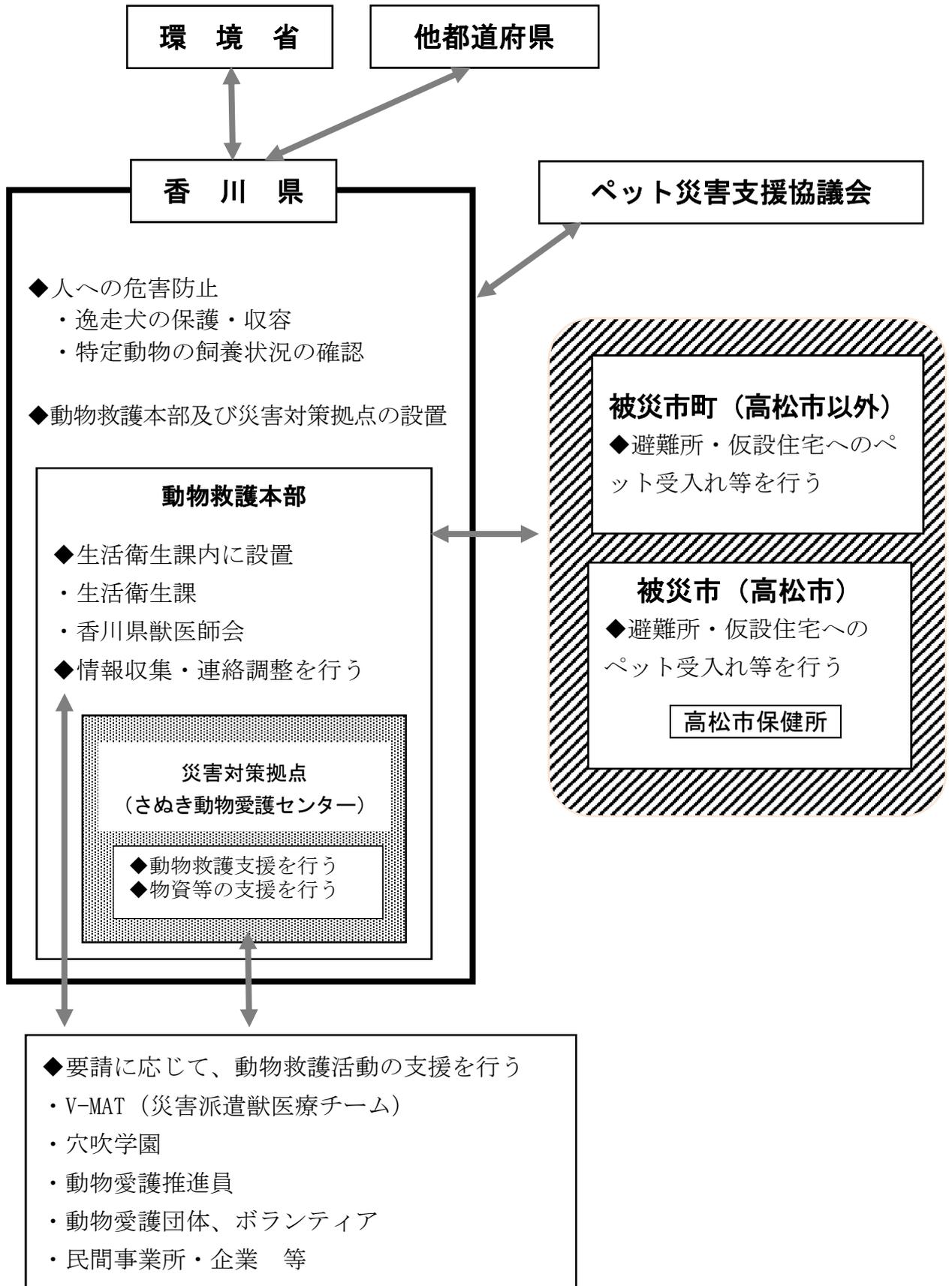
【動物救護本部及び災害対策拠点の業務の流れ】

地震発生 ～ 1 日	(香川県・動物救護本部) 特定動物の飼養状況の確認 負傷動物等の保護	(市町) 避難所の設置
～ 3 日	相談窓口の開設 動物救護本部の設置 災害対策拠点の設置	避難所ニーズの把握
～ 7 日	避難所での動物飼養支援、物資提供 ペットの一時預かり	
～ 2 月	仮設住宅での動物飼養支援、物資提供	仮設住宅の設置

※高松市について

災害が発生し、中核市である高松市を含む県内の地域が被害を受け、香川県動物救護本部が設置された場合、高松市を含む県内の区域の救護活動を実施する。なお、高松市を除く県内の地域が被害を受け、動物救護本部が設置された場合には、高松市と協議を行った上で、高松市に救護活動を要請する。

【 災害時における動物救護組織体制 】



8 動物救護本部の役割

県及び香川県獣医師会で構成し、生活衛生課長を本部長として、生活衛生課内に事務局を置く。動物救護対策を円滑に実施するための連絡調整等を行う。

(1) 被災動物に関する相談窓口の設置

できるだけ早期に、相談窓口を設置し、被災動物に関する相談に対応する。

(2) 市町の設置する避難所・仮設住宅におけるペットの受入れの要請

関係市町に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの受入れを要請する。

(3) 関係機関への協力要請

国や周辺自治体と情報を共有し、被災地の状況に応じて、穴吹学園、動物愛護推進員などに動物救護活動への協力要請を行う。

(4) 被災地の情報収集及び災害対策拠点等との連絡調整

被災地の情報を収集・分析し、災害対策拠点及び関係機関へ情報提供するなど、動物救護対策を円滑に実施するための連絡調整を行う。

- ・被災者と被災ペットについての情報収集
- ・指定避難所や応急仮設住宅におけるペットとの同行避難の実態調査 等

(5) 広報の対応

必要に応じて報道提供やホームページ、SNS を通じた広報を行う。

9 災害対策拠点の役割

災害対策拠点（さぬき動物愛護センター）は、香川県獣医師会や穴吹学園、協力事業所、動物愛護推進員、動物愛護団体、ボランティアなどと連携・協働して動物救護活動に当たる。

(1) 負傷動物・放浪動物の応急手当・治療

保健所が、保護・収容した負傷動物や放浪動物の応急手当・治療を行う。

(2) 一時預かりへの対応

避難所において、動物の受入れができない場合、仮設テントの設置をはじめ避難所付近に収容場所が確保されるまでの間、飼い主から一時的に預かる。

(3) 避難所・仮設住宅の動物収容施設におけるペットの適正飼養・健康管理の支援

避難所・仮設住宅において人と動物が秩序ある共同生活を営むため、必要に応じてペットの適正飼養・健康管理を支援する。また、動物由来感染症を予防するための衛生管理に係る指導を行う。

(4) 救援物資の調達・配布

救援物資などの調達・受入れと保管場所の確保、輸送手段の調整を行い、避難所、仮設住宅ごとに情報を収集し、必要な物資を配布する。

(5) 協力事業所やボランティアの受付、調整、運営

協力事業所やボランティアの受け入れについての受付や調整、運営を行う。

10 災害の終息

(1) 救護本部及び災害対策拠点の解散

災害時の応急対策が概ね完了したと認められる場合は、救護本部及び災害対策拠点の活動を終了し解散する。

(2) 被災者への周知

救護本部及び災害対策拠点の解散後においても、関係団体において継続して実施される業務について、被災者に周知する。

(3) 対応の検証

救護本部及び災害対策拠点を解散した後、生活衛生課は、必要に応じ救護本部及び災害対策拠点の対応を検証し、反省点の抽出や改善策の検討を行う。
また、関係機関に対しその内容を提供し、情報の共有を図る。

(4) 指針の見直し

生活衛生課は、対応の検証を踏まえ、必要に応じて指針の見直しを行い、関係機関に周知する。